

政令第 号

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十七条の三第二項及び第百十七条の第十八第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の四第一項中「者に」を「者の申請により、その申請者に対して、」に改め、同条に次の一項を加える。

3 合格証明書の交付を受けた者は、その記載事項に変更を生じたときは、当該合格証明書の書換え交付を申請することができる。

第六十二条の六第二項中「再交付」を「交付、再交付又は書換え交付」に改める。

附 則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

理由

土地区画整理士技術検定の合格証明書の交付を合格者の申請に基づくとし、その手数料の額を定める等の必要があるからである。